

大阪市告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月26日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

路線名	区間	供用開始の期日
浪速区第2817号線	浪速区木津川2丁目11番の9地から 同区同 11番の9地まで	告示の日

(建設局総務部管財課)